

掛川市告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように決定する。その関係図面は、令和3年1月14日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月14日

掛川市長 松井三郎

N 0	路 線 名	起 点	終 点	幅員 (m)	長 (m)
1	病院北通り線	杉谷南一丁目 15-1地先	杉谷南一丁目 15-27地先	6.0-6.6	48.7
2	一丁田海老田1号支線	下垂木字一丁田 1880-1地先	下垂木字一丁田 1886-1地先	6.0-10.3	103.2
3	一丁田海老田2号支線	下垂木字一丁田 1882-1地先	下垂木字一丁田 1880-2地先	6.0-10.3	194.9
4	一丁田海老田3号支線	下垂木字一丁田 1883-5地先	下垂木字一丁田 1883-1地先	6.0-10.3	50.0
5	一丁田海老田4号支線	下垂木字大苗代 20-1地先	下垂木字大苗代 23-4地先	6.0-12.9	132.2
6	一丁田海老田5号支線	下垂木字大苗代 21-1地先	下垂木字大苗代 21-3地先	6.0-10.7	41.6
7	大向連絡線	浜野字大之浦 2940-95地先	浜野字大之浦 4002-1地先	3.4-16.2	819